

総務文教委員長報告

総務文教委員会委員長 宅 川 靖 次

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期 定例会で当委員会に付託になりました案件は、「議案第14号 鳴門市附属機関設置条例の制定について」ほか議案16件であります。

当委員会は、去る3月6日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案17件については原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第14号 鳴門市附属機関設置条例の制定について」であります。

これは、本市における附属機関等のあり方について見直しを行い、附属機関と位置づけるべき機関について整理を行うとともに、これまでは個別の条例により設置していた附属機関の設置条例を一元化するものであります。

委員からは、別表内の附属機関についてどのような機関を掲載しているのかとの質疑があり、理事者からは個別に条例を制定していた機関のほか、これまで審議会として位置づけずに要綱で設置していたもの、新たに制度ができるものを附属機関として条例に定めておくものを整理したとのことでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第15号 鳴門市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。

鳴門市附属機関設置条例の制定に伴い、新たに附属機関となる委員会等の委員の報酬額等について条例に新たに追加する必要が生じたことなどから所要の改正を行うものでありました。

委員からは、別表中の「障害程度区分審査会」の名称について質疑があり、理事者からは、「障害程度区分審査会」は平成26年4月1日の法律施行により「障害支援区分審査会」に改められることが決まっており、平成26年4月1日施行として改正するものも含め、今回同時に改正することでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第16号 鳴門市情報公開条例及び鳴門市個人情報保護条例の一部改正について」であります。

法改正により、国営企業であった国有林野事業が国の一般会計において実施されることに伴い、関連する字句等の整理を行うものであります。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第17号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について」であります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「地域主権一括法」により、地方公共団体の国等への寄附金等の支出について法律による原則禁止を改め、地方公共団体の自主的な判断に委ねることとされたことから、その趣旨にのっとり所要の改正を行うものであります。

委員からは改正の必要性について質疑があり、理事者からは、これまで国へ財産の寄附等を行う場合、総務省への合議を上げ承認を得る必要があったものが、この度、条例

で定めておけば地方公共団体の判断でできるようになることに伴うもので、できることを規定するための条例改正とのことでした。

また委員から、公共的団体の判断基準について質疑があり、理事者からは市がその団体の事業の公共性など確認、審査をすることになるとのことでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第18号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。

厳しい財政状況に鑑み、現在、管理職員を対象に実施している給料月額の臨時的減額措置および教育委員会勤務の教育公務員に関し、県費負担教職員との給与の均衡を図る観点から実施している給料月額の臨時的減額措置について、平成25年度も引き続き実施するため所要の改正を行うものであります。

委員からは、対象となる職員に対して事前の説明は行っているのかとの質疑があり、理事者からはこのことについて特に説明は行っていないが、この方針はスーパー改革プランにも示されており、対象者は十分認識していると判断しているとのことでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第19号 鳴門市特別職の職員の給与及び旅費の支給に関する条例の一部改正について」であります。

現在、市長、副市長及び企業局長を対象に実施している給料および期末手当の臨時的減額措置について、平成25年度も引き続き実施するため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、市特別職報酬等審議会より給与カットについては見直すよう検討すべきとの附帯意見が出されていた

と思うがこの点についての判断はとの質疑があり、理事者からは、審議会からの附帯意見については受け止めているが、現時点では、給与カットは市長の公約として任期の間は行っていくという認識であるとのことでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第20号 鳴門市職員等の旅費に関する条例の一部改正について」であります。

昨年9月の航空運賃の運用改正の際、宿泊料等の定額旅費の適切な額も含めて再検証するとともに、県内市町村や類似団体について調査し、それらとの均衡を図るため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、昨年の議員の行政視察の旅費の精算を契機に、航空運賃の運用方法が見直されたが、それは今回の条例改正には表れないのかとの質疑があり、理事者からは、昨年9月1日の見直しはあくまでも運用上のもので内規的な改正で、通常旅費に関し領収書を求めていなかったものを、航空運賃については領収書を求めるように見直しを行ったものとのことでした。

委員からは、本条例での旅費の支給の運用については、民間企業や他の地方公共団体でも定額また概算支給から実費支給での処理への移行が見受けられることから、本市においても見直していくべきではとの意見が出されました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第21号 鳴門市 税賦課 徴収条例の一部改正について」であります。

鳴門病院が4月から地方独立行政法人へ移行するにあたり、地域医療を支える公的病院としての役割を着実に果たしていけるよう、

新たに課税されることになる法人市民税の均等割と固定資産税について引き続き課税免除措置を講じるため、所要の改正を行うものでありました。

委員からは、課税免除の具体的な金額について質疑があり、理事者からは8,000万円程度になる見込みとのことでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第22号 鳴門市地域バス運行条例の一部改正について」であります。

現在は地域バスでも使用できる市営バスの回数乗車券が、平成24年度末でのバス事業廃止に伴い使用できなくなることから、利用者の利便性を確保するため、これに替わるものとして協定路線を運行する民間事業者の回数乗車券が使用可能となるよう、所要の改正を行うものであります。

委員からは、事業廃止で使用できなくなる回数乗車券について再度の確認があり、理事者からは、今回の改正は4月以降の協定事業者である徳島バス株式会社が発行する回数乗車券を地域バス乗車時にも使用できるようにするためのものであり、廃止される市営バスの回数乗車券については4月以降使用できなくなるとのことでした。また、改正に伴う変更点について質疑があり、地域バスについてはマイクロバスから一般の乗合バスに車両が変更されるため、運賃支払い方法等について説明を受けました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第23号 鳴門市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について」であります。

現在、要綱設置している指定管理候補者選定委員会を附属機関と

して位置づけるとともに、指定管理候補者の公募に関する規定を追加するなど、制度の見直しを行うにあたり、現行条例の全部を改正するものでありました。

委員からは、管理業務を請け負っている法人等が合併・分割等により選定時と異なる形態となった場合、市は再選定しないのかとの質疑があり、理事者からは、この規定は指定管理者の再選定の実施を義務づけるものではないが、選定時の議決内容を変更する必要性が出てきた場合には再度審査し選定することも考えているとのことでした。

また、選考委員会委員の選定等を規定する条文は必要ないのかとの質疑があり、施設によって委員会の組織も異なってくるため、各施設に対応した要綱を設置しているとのことでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第24号 鳴門市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」であります。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され、新型インフルエンザが発生した場合には、地方自治体において対策本部の設置が義務づけられたことから、必要な事項を定めるものであります。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第25号 鳴門市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」であります。

鳴門市特別職報酬等審議会より答申を受け、市長・副市長の給料の額等の改定に伴い、均衡の観点から、教育長の給料額等についても改定を行うものであります。また、本市の厳しい財政状況に鑑み平成10年度より実施している教育長の給料、期末

手当の臨時的減額措置を平成25年度も引き続き実施するために、所要の改正を行うものであります。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第44号 工事請負契約の締結について（鳴門市撫養小学校校舎耐震改修工事のうち建築工事）」であります。

鳴門市撫養小学校校舎耐震改修工事のうち建築工事について請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、耐震化工事中における子どもたちや学校職員に対する配慮について質疑があり、各校の教育活動に支障を来さないよう、また子どもたちの安全面にも十分配慮するよう努めるとのことでした。また、撫養小学校の耐震化にあわせて校舎内に設置される児童クラブの位置について確認があり、校舎1階にある現在のランチルーム、プレイルームの利用を考えているとのことでした。

また、多額の経費を投入して耐震化をするにもかかわらず、その耐久性が10年程しかないという市民の声もあるがこのことに対してはとの委員の質疑に理事者は、そうした声もある一方で、子どもたちの安全を確保するため学校再編よりも耐震化を急いでほしいとの要望が非常に強かったため、今回耐震化を優先することにしたとのことでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第58号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について（鳴門市鳴門中学校屋内運動場改築工事のうち建築工事）」であります。

平成24年第3回定例会において議決した工事請負契約に係る議案のうち、契約金額の変更を行うものであります。契約金額は約2,500万円の増額となり、その工事の内容については、杭工事が完了見込みとなり、基礎工事を行う前に試験的に掘削をしたところ、想定以上の地下水の流入があり、基礎工事ができないため、地下水の流入を防ぐ矢板と発生する濁水を連続的に処理できる設備を設置するためのものでした。

委員からは屋内運動場改築工事の工期について質疑があり、理事者からは、平成25年10月中旬を目途に工事を完了させる予定であるとのことでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第59号 鳴門市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正について」であります。

特別職報酬等審議会から市長、副市長、企業局長及び教育長の適正な退職手当の額について答申を受けたことから、それに従い、特別職の退職手当等の改定を行うものであります。

委員からは、臨時的減額措置について市長は公約として減額しているが、他の特別職については無関係ではないか。スーパー改革プランで財政が厳しいということで職員も管理職手当をカットしている中、こういうことをいつまで続けるのか。財政が好転するまでずっと続けるのかとの質疑があり、理事者からは、特別職の退職手当は平成24年度に見直しを行ったが、臨時的減額措置についてはそれ以前から設定しており、当面、臨時的減額措置について適用していくとの判断をしているとのことでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第60号 鳴門市職員退職手当支給条例等の一部改正について」であります。

昨年11月の国家公務員の退職給与の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに鑑み、退職給付における民間との格差解消を図るため、職員の退職手当額の引き下げを行うため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、条例改正の内容については職員組合との交渉は十分に行ったのかとの質疑がありました。

理事者からは、職員組合とは2回の交渉を行い最終的には合意に至っていないが、交渉の過程で職員組合からも出された意見もふまえ、今回の案で提案することは十分説明しているとのことでした。

委員からは、これは全職員に関わる問題で、退職金の支給は人生の収入として大きなウエートを占めており、内心、仕方がないという職員の判断があっても、2回の交渉でしかも妥結もしていない中、提案することについては心外である。こうした労使交渉の仕方は職員の働く意欲が失われることにもつながり、今後はもっと時間的に余裕を持って交渉するよう要望がありました。

理事者からは、こういう時間的な経過の中で提案せざるを得なかった点については反省している。今後も職員組合には情報提供をしっかり行い、仮に議決したのであれば、全職員に対し説明する必要があるとのことでした。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第61号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。

人事院および県人事委員会から、55歳以上の職員については、勤務成績が特に良好な職員以外は昇級停止すると

の勧告がなされたことから、所要の改正を行うものでありました。

委員からは、勤務成績が良好かどうかというのは誰が判断するのかとの質疑があり、理事者からは、人事考課等や分布率も考慮しながら、来年の1月1日までに基準を作つて適正な形で対応していきたいとのことでした。

また、この改正内容を職員にどう周知していくのかとの質疑があり、理事者からは、退職手当と同様に、これも全職員に関わる問題なので、全職員に対し説明できる方策を考え、可決した場合には取り組んでいきたいとのことでした。

委員からは、職員数も急激に減り、現在の職員は激務を背負っている。職員に対する説明は必ずするよう要望がありました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。